

兵庫県公報

平成26年12月2日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
選挙管理委員会告示	
○ 選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	2
○ 選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任	3
○ 選挙長の職務を行う場所	3
○ 選挙分会長の職務を行う場所	3
○ 選挙会の日時及び場所	3
○ 選挙分会の日時及び場所	4
○ 候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	4
○ 名簿届出政党名等の掲示等の掲示順序を定めるくじを行う日時及び場所	4
○ 比例代表選出議員選挙の選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	5
○ 選挙運動に関する支出金額の制限額	5
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	5
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	6
○ 審査分会長及びその職務を代理すべき者の選任	7
○ 審査分会の日時及び場所	7
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	7
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	8
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	8
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	9
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	9
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第6区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	9
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第7区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	10
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	10
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	11
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	11
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	11
衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	12
選挙分会長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	12

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第72号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成26年12月 2 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第1区	伊丹市大鹿5丁目45番地	武 田 丈 蔵
第2区		
第3区	豊岡市泉町5番12号	小 林 喜 文
第4区		
第5区	美方郡香美町香住区香住1658番地	中 村 茂
第6区		
第7区	神戸市北区山田町下谷上字猪ころび4番地の3	羽田野 求
第8区		
第9区	神戸市灘区高羽町1丁目1番2—205号	中 山 貴 洋
第10区		
第11区	神戸市中央区上筒井通7丁目4番19—201号	井 野 健三郎
第12区		

2 選挙長の職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
第1区	明石市小久保1丁目16番地の4	奥 藤 秀 樹
第2区	神戸市灘区六甲町4丁目5番16号	勝 真 也
第3区	神戸市垂水区塩屋町6丁目5番25—404号	白 石 豊
第4区	神戸市北区鹿の子台北町5丁目10番12号	原 田 光 広
第5区	神戸市須磨区月見山町1丁目2番40—401号	宇 野 慎一郎
第6区	明石市藤江1119番地の30	天 羽 美 紀
第7区	神戸市北区星和台4丁目10番地の34	藤 本 剛 司
第8区	神戸市東灘区御影3丁目12番21号	南 出 健 一
第9区	丹波市春日町新才245番地	近 藤 巧
第10区	伊丹市安堂寺町2丁目51番地2	西 山 和 彦
第11区	宝塚市青葉台1丁目17番3号	吉 田 卓 司

第12区	神戸市西区井吹台北町1丁目18番地415号	辻野浩司
------	-----------------------	------



兵庫県選挙管理委員会告示第73号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、兵庫県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成26年12月 2日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田丈蔵

- | | | | |
|---|-----------------|-------------------------|------|
| 1 | 選挙分会長 | 伊丹市大鹿5丁目45番地 | 武田丈蔵 |
| 2 | 選挙分会長の職務を代理すべき者 | 神戸市灘区高羽町1丁目1番
2-205号 | 中山貴洋 |



兵庫県選挙管理委員会告示第74号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成26年12月 2日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田丈蔵

- 1 平成26年12月 2日
神戸市中央区中山手通4丁目10番8号
ラッセホール2階 ローズサルーン
- 2 平成26年12月 3日以降
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第75号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成26年12月 2日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田丈蔵

- 1 平成26年12月 2日
神戸市中央区中山手通4丁目10番8号
ラッセホール2階 ローズサルーン
- 2 平成26年12月 3日以降
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第76号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月 2日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田丈蔵

選挙区	選挙会の日時	選挙会の場所
第1区	平成26年12月16日 午後1時	神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県職員会館内2階 サークル206号室
第2区	同 上 午後1時50分	同 上
第3区	同 上 午後1時	神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県職員会館内5階 サークル502号室
第4区	同 上 午後1時50分	同 上
第5区	同 上 午後2時40分	神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県職員会館内2階 サークル206号室
第6区	同 上 午後3時30分	同 上
第7区	同 上 午後2時40分	神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県職員会館内5階 サークル502号室
第8区	同 上 午後3時30分	同 上
第9区	同 上 午後4時20分	神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県職員会館内2階 サークル206号室
第10区	同 上 午後5時10分	同 上
第11区	同 上 午後4時20分	神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県職員会館内5階 サークル502号室
第12区	同 上 午後5時10分	同 上



兵庫県選挙管理委員会告示第77号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、選挙分会の日時及び場所を次のとおり定める。
平成26年12月2日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈 蔵

- 1 日時 平成26年12月16日 午前11時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第78号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月2日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈 蔵

- 1 日時 平成26年12月2日 午後8時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第79号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条

第3項の規定により、名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月 2 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 日時 平成26年12月 2 日 午後 7 時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第80号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定により選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月 2 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 日時 平成26年12月 4 日 午後 6 時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第81号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

平成26年12月 2 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額
第 1 区	24,753,000 円
第 2 区	24,407,200 円
第 3 区	23,884,000 円
第 4 区	25,488,300 円
第 5 区	26,633,100 円
第 6 区	26,283,400 円
第 7 区	26,039,200 円
第 8 区	24,794,400 円
第 9 区	26,685,800 円
第10区	24,291,700 円
第11区	24,916,800 円
第12区	23,574,100 円



兵庫県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成26年12月 2 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

90,868

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

667,922



兵庫県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成26年12月 2 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

(選 挙 区 名) [選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数]

神戸市東灘区	56,368
神戸市灘 区	35,326
神戸市中央区	33,928
神戸市兵庫区	30,008
神戸市北 区	60,940
神戸市長田区	26,991
神戸市須磨区	45,448
神戸市垂水区	60,863
神戸市西 区	66,094
姫 路 市	138,135
尼 崎 市	126,542
明 石 市	79,976
西 宮 市	127,919
洲 本 市	12,895
芦 屋 市	26,284
伊 丹 市	53,438
相 生 市	8,536
豊 岡 市	23,328
加古川市	72,300
たつの市及び揖保郡	30,443
赤穂市及び赤穂郡	18,115
西脇市及び多可郡	17,647

宝塚市	62,582
三木市	21,949
高砂市	25,243
川西市及び川辺郡	52,047
小野市	13,120
三田市	30,648
加西市	12,551
篠山市	11,955
養父市	7,129
丹波市	18,302
南あわじ市	13,778
朝来市	8,893
淡路市	13,037
宍粟市	11,179
加東市	10,602
加古郡	17,828
神崎郡	12,214
佐用郡	5,264
美方郡	9,823



兵庫県選挙管理委員会告示第84号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び同法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成26年12月 2日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈 蔵

- | | | |
|-------------------|-------------------------|--------|
| 1 審査分会長 | 伊丹市大鹿5丁目45番地 | 武田 丈 蔵 |
| 2 審査分会長の職務を代理すべき者 | 神戸市灘区高羽町1丁目1番
2-205号 | 中山 貴 洋 |



兵庫県選挙管理委員会告示第85号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、審査分会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月 2日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈 蔵

- 日時 平成26年12月16日 午前10時30分
- 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条に

において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月 2 日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区
選挙長 武 田 丈 蔵

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月 2 日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区
選挙長 武 田 丈 蔵

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月 2 日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区
選挙長 小 林 喜 文

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区
選挙長 小林喜文

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区
選挙長 中村茂

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第6区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第6区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月 2日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 6 区
選挙長 中 村 茂

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 2 項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ
平成26年12月11日 午後 6 時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 4 項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるとき）の規定によるくじ
平成26年12月11日 午後 6 時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 7 区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 7 区選挙長告示第 1 号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月 2日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 7 区
選挙長 羽田野 求

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 2 項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ
平成26年12月11日 午後 6 時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 4 項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるとき）の規定によるくじ
平成26年12月11日 午後 6 時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 8 区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 8 区選挙長告示第 1 号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月 2日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 8 区
選挙長 羽田野 求

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 2 項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ
平成26年12月11日 午後 6 時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 4 項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるとき）の規定によるくじ
平成26年12月11日 午後 6 時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区
選挙長 中山貴洋

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区
選挙長 中山貴洋

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区

選挙長 井 野 健三郎

1 日時

(1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時

(2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区

選挙長 井 野 健三郎

1 日時

(1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時

(2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成26年12月11日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

選 挙 分 会 長 告 示

衆議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項（名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月2日

衆議院比例代表選出議員選挙

兵庫県選挙分会長 武 田 丈 蔵

1 日時 平成26年12月11日 午後6時20分

2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室